令和３年９月２日

大阪府内に所在する保険薬局　各位

一般社団法人 大阪府薬剤師会
会 長　　乾　英 夫

薬局における薬剤交付支援事業について（その４）

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和３年度「薬局における薬剤交付支援事業」につきまして、日本薬剤師会作成「事業の実施に当たっての留意点」が、本年９月１日実施分より下記のとおり変更されましたので、お知らせいたします。

つきましては、実施状況一覧（Excel）も変更となりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

記

- **令和３年９月１日実施以降の変更点**

  新型コロナウイルス感染症患者の自宅（CoV 自宅）又は宿泊療養施設（CoV 宿泊）に薬局の従事者が薬剤を持参した場合の補助額を 500 円から 3,000 円に引き上げ

- **実施状況一覧（Excel）**

  http://www2.osaka-fuyaku.jp/upload/okissjyuyo/202109yakuzaikofu/202109yakuzaikofujisshi.xlsx

以上

令和３年度 薬局における薬剤交付支援事業について

大阪府薬 Ver4.20210902

○ 事業期間

令和３年４月１日より令和４年２月末日分まで（請求は令和４年３月 15 日締切）
ただし、実施期間の途中で予算の上限に達した場合はその時点で終了。

○ 補助対象

以下の事務連絡等に基づき、調剤及び電話等による服薬指導等を行い、患者宅等に薬剤を配送又は薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合の費用を補助します。

- 薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合の交通費及び人件費
- 患者宅等へ薬剤を配送した場合の配送料

0410 対応

・ 令和２年４月 10 日事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」
・ 令和２年４月 24 日事務連絡「歯科診療における新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」

CoV 自宅

・ 令和２年４月２日事務連絡「新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」

CoV 宿泊

・ 令和２年４月２日事務連絡「「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」の送付について」

○ 配送方法

薬局の従事者が直接届けることを基本としつつ、薬局の業務負担等を考慮し、患者と相談の上、適当な配送方法を選択する。配送業者を使用する際は、品質保持の確保や緊急性等を考慮した上で、適切と考えられる方法を利用すること。

○ 支援の金額について　　※令和３年９月１日実施分以降

処方箋	配送方法	配送料等	**府薬への請求額**	患者負担
0410 対応	薬局の従事者	500 円	**400 円**	100 円
	配送業者	配送料	**配送料 － 100 円**	
CoV 自宅 CoV 宿泊	薬局の従事者	3,000 円	**3,000 円**	0 円
	配送業者	配送料	**配送料全額**	

- 以下は支援の対象外のため、本事業へ請求はできません。
  - 振込手数料、代引き手数料等の支払いに伴う各種手数料（患者負担）
  - 「0410 対応」と記載された処方箋について患者が来局した場合
- １か所に複数人分を届けた場合であっても、配送料等は１件として請求する。
- 府薬への請求額は、一旦薬局で負担してください（着払不可）。

○ 配送に係る費用の請求手続き

月毎の配送等に要した費用等について、翌月 15 日までに実施状況一覧（Excel）をメール添付にて報告する。

【実施状況一覧】

http://www2.osaka-fuyaku.jp/upload/okissjyuyo/202109yakuzaikofu/202109yakuzaikofujisshi.xlsx

【提出先メールアドレス】

大阪府薬剤師会 薬剤交付支援事業専用アドレス ： haiso@osaka-fuyaku.jp

- 実施状況一覧（Excel）のファイル名は、「保険薬局コード（10 桁）_保険薬局名」としてください。
  「274」＋ ７桁
- 実施状況一覧（Excel）様式の件数を超える場合には、行の挿入を行わず、別シートで対応してください。
- 電話等による服薬指導等及び薬剤の配送等を行った事例(0410 対応､CoV 自宅、CoV 宿泊）は、本会へ請求を行わないものも含めて全件報告してください。
- 申請の根拠となる資料として以下の保存が求められます。

（根拠となる資料の例）

・処方箋の写し
（備考欄に 0410 対応、CoV 自宅、CoV 宿泊等が記載されているもの）

・配送料の金額がわかるもの（伝票控え、配送業者からの請求書等）

○ 薬局の基本情報について

令和３年度本事業に初めて請求いただく際に、請求額の振込口座等、薬局の基本情報について以下フォームより報告してください。

なお、本報告は年度内１回のみとなります。

薬局基本情報 報告フォーム ： https://forms.gle/psimrFwFKVKHWFoLA

薬局における薬剤交付支援事業の実施に当たっての留意点（令和３年度版）

令和３年９月１日　日本薬剤師会

１．配送費の支払い等

① 補助対象

事業実施者の所在する都道府県内の薬局において、令和２年４月２日事務連絡及び令和２年４月 10 日事務連絡等（注）に基づき調剤及び電話等による服薬指導等を行い、患者宅等に薬剤を配送又は薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合の以下の費用を補助する。

・薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合の交通費及び人件費

・患者宅等へ薬剤を配送した場合の配送料

また、事業実施者において、上記内容に関する薬局からの申請の受付や申請内容の集計、費用の支払い等を行うために必要な経費を補助する。必要な経費は、薬局における薬剤交付支援事業交付要綱（以下「交付要綱」という。）で定める。

（注）対象となる事務連絡は、以下のとおり。

呼称	事務連絡タイトル	処方箋の取扱い
令和２年４月２日事務連絡	新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」の送付について	CoV 宿泊
	新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養児の感染管理対策について	CoV 自宅
令和２年４月 10 日事務連絡等（注）	新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて（４月 10 日事務連絡）	0410 対応
	歯科診療における新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて（４月 24 日事務連絡）	

（注）等：このほかに、今後対象となる事務連絡が発出された場合には、その都度明確化される予定。

② 補助額

補助額は、**実施要綱の定める範囲に基づき、以下のとおりとする**。

なお、最終的な薬局での負担額を上回る額の請求は認められず、請求額には振込手数料、代引き手数料等の支払いに伴う各種手数料は含まない。

処方箋の備考欄に「CoV 自宅」又は「CoV 宿泊」と記載されている場合	薬剤の配送に要した費用の全額
処方箋の備考欄に「0410 対応」と記載されている場合	薬剤の配送に要した費用のうち、100 円を差し引いた額

「薬剤の配送に要した費用」は、以下のとおりとする。

〇薬局の従事者が患者宅等に届けた場合：

・交通費等の実費額相当として、距離を問わず以下のとおりとする。

１．新型コロナウイルス感染症患者（自宅または宿泊療養）

即時的・緊急的な薬剤交付（配送）が求められるため、3,000 円/１件とする。

２．上記以外の患者（0410 対応）

500 円/１件とする。

・宿泊療養施設等に対し複数人分を同時に届けた場合も「1 件」と考える。

〇配送業者を利用した場合：配送料（実費）

③ 請求額

薬局から都道府県薬剤師会への請求額は、下表「県薬への請求額」のとおりとする。0410 対応の患者負担分（100 円）は、薬局が患者から徴収すること。

処方箋	配送方法	**県薬への請求額**	患者負担（注）
CoV 自宅 CoV 宿泊	薬局の従事者	**3,000 円**	0 円
	配送業者	**配送料全額**	
	自宅および宿泊療養施設の患者について複数人分を同時に届けた場合であっても１件とし、3,000 円を都道府県薬剤師会へ請求する。 ※この場合の請求手続きは、以下⑤の【別紙】に全件を記載した上で、代表する１件のみ請求（〇を記入）し、それ以外は〇をしない（空欄のまま）こと。		
0410 対応	薬局の従事者	**400 円**	100 円
	配送業者	**配送料−100 円**	

	１か所の届け先について複数人分を届けた場合であっても１件とし、400 円を都道府県薬剤師会へ請求する。 ※この場合の請求手続きは、CoV 自宅、CoV 宿泊と同様とする。

（注）患者負担分は、薬局が患者から徴収する。

④ 配送方法及び配送に関する留意点

配送方法は、患者が希望する薬局に対して依頼することを踏まえ、また予算には限りがあることからも、**薬局の従事者が直接届けることを基本としつつ、薬局の業務負担等を考慮し、患者と相談の上、適当な配送方法を選択すること。**

薬剤の持参・配送に際しては、感染拡大防止に留意する必要があるため、患者または家族等と直接接触しない方法について留意すること（別表参照）。

配送業者を使用する際は、品質保持の確保や緊急性等を考慮した上で、適切と考えられる方法を利用すること。

⑤ 請求に係る手続

薬剤の配送等を行った薬局においては、月ごとの配送等に要した費用等について、翌月 15 日までに事業実施者に実施状況の一覧【別紙】（※）を提出すること。また、当該薬局においては、申請に当たって、申請の根拠となる資料を保存しておくこと。

（根拠となる資料の例）

・処方箋の写し（備考欄に 0410 対応、CoV 自宅、CoV 宿泊等が記載されているもの）

・配送料の金額がわかるもの（伝票控え、配送業者からの請求書等）

※【別紙】電話等による服薬指導等及び配送等の実施状況の一覧

令和２年４月 10 日事務連絡の「５．本事務連絡による対応期間内の検証」における検証に用いることを想定。

⑥ 請求にあたっての留意点

・「0410 対応」と記載された処方箋であっても、患者が来局した場合には 0410 対応として扱わないため、配送料の補助の対象とならないこと。⑤の手続きには含めない。

・一部負担金の授受に伴う手数料（振込手数料、代引き手数料等）については、

支援の対象外（患者の自己負担）。

・本事業の支援対象となる配送業者は、いわゆる宅配便を想定しているが、配送業者の選定に際しては④を踏まえること。

⑦ 事業の開始・終了時期

本事業は、令和２年度については予算成立より実施していたが、一旦事業として終了している。

今般、事業が延長されたことを踏まえ、令和３年度事業について、令和３年４月１日より再開するものとする。但し、予算の範囲内での実施であることから、実施期間の途中で予算の上限に達した場合はその時点で終了することに留意する。

なお、本留意点は、改訂を行った令和３年９月１日より適用するものとする。

また、事業の終了が令和３年度末であることから、支援対象は最大でも令和４年２月末日分まで（請求は令和４年３月 15 日締め切り）となることに留意する。

⑧ 事業費の精算時期

令和３年度末までの事業実施後、基準額を上限として、要した費用を事業実施者に精算する予定。

事業実施者（都道府県薬剤師会）から薬局に対する費用の精算は、⑦に記載した終了時期以降を予定。

２．その他

・電話等による服薬指導等及び配送等の実施状況については、概ね１か月単位で、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課より報告の求めがあるため、対応されたい。

以上

［参考］薬局における患者への案内内容（例）

◆ 新型コロナウイルスの感染防止のための特別な措置として、ご自宅のまま、電話等でのお薬の説明、お薬の受け取りが可能となりました。

◆ 薬の配送料は、通常は患者さんのご負担ですが、新型コロナウイルス感染症の対策として、期間限定で、国からその費用の一部が補助されることとなりました。

◆ 配送業者については、薬局が指定した業者となりますので、ご了承ください。

◆ 支払いに関する手数料（振込手数料など）は補助の対象外ですので、患者さんのご

負担となります。

区分	案内方法の例
新型コロナウイルス感染症の患者で、宿泊療養または自宅療養の方	全額補助対象
上記以外の方（新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご自宅でのお薬の説明、薬の受取りをご希望の方）	**100 円患者負担**、残額は補助対象

（注）お薬の種類によっては配送が困難な場合があり、薬局への来訪をいただくことがあります。